

既成市街地及び近郊整備地帯について（参考資料）

◆既成市街地及び近郊整備地帯とは

既成市街地及び近郊整備地帯は首都圏整備法第2条に規定された区域を指します。当該区域に該当するかについては、都市計画課の窓口にある「三鷹市都市計画情報検索システム（タッチパネル）」及び市ホームページ「わがまちマップ」で確認できます。

既成市街地	東京都及びこれと接続する枢要な都市を含む区域のうち、産業及び人口の過度の集中を防止し、かつ、都市の機能の維持及び増進を図る必要がある市街地の区域。具体的には、「東京都23区、武蔵野市の全域、 三鷹市 、横浜市、川崎市、川口市の一部」が指定されています。
近郊整備地帯 (既成市街地外)	既成市街地の近郊で、その無秩序な市街地化を防止するため、計画的に市街地を整備し、あわせて緑地を保全する必要がある区域として国土交通大臣が指定した区域です。具体的には、「東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県及び茨城県南部」のうち 既成市街地に接する 一定の区域です。

※いずれも区域指定のみをもって、建築や開発に関する手続き等について**変更や制限**が加わるものではありません。

◆既成市街地・近郊整備地帯の証明について

租税特別措置法において、市町村長が証明することとされている、**当該地が既成市街地の内外のいずれに該当するかの証明**（「**既成市街地・近郊整備地帯の証明**」という。）を発行しています（300円/通）。この証明は、土地所有者等が租税特別措置法に定める税制特例を活用する際に、税務署に提出する書類の1つとなります。既成市街地の制度詳細（証明事務以外のこと）については、首都圏整備法及び区域指定に関する事務を取り扱っている**国土交通省**にお問い合わせください。

◆税制特例について

国では首都圏整備法に基づく首都圏の秩序ある発展を図るための取組の1つとして、租税特別措置法に基づく税制特例により、土地利用の誘導を行っています。具体的な税制特例の制度内容については、**国税庁**や**税務署**にお問い合わせください。